

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成又は介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 10 月 16 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人常心福祉会	北上市常盤台四丁目 7 番 28 号	常盤台居宅介護支援事業所	北上市常盤台四丁目 7 番 28 号	平成 19 年 9 月 25 日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人大谷会	花卷市湯口字松原 53 番地 1	大谷荘指定訪問介護事業所	花卷市湯口字松原 53 番地 1	平成 19 年 7 月 1 日

3 介護予防訪問入浴介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人大谷会	花卷市湯口字松原 53 番地 1	大谷荘指定訪問入浴介護事業所	花卷市湯口字松原 53 番地 1	平成 19 年 7 月 1 日

4 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人大谷会	花卷市湯口字松原 53 番地 1	大谷荘デイサービスセンター指定通所介護事業所	花卷市湯口字松原 53 番地 1	平成 19 年 7 月 1 日

5 介護予防短期入所生活介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人大谷会	花卷市湯口字松原 53 番地 1	大谷荘指定短期入所生活介護事業所	花卷市湯口字松原 53 番地 1	平成 19 年 7 月 1 日